

添付書類 1

申 請 書 様 式

令和 8 年 8 月

岡 山 県

(規則様式)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

申請者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名
連絡先 担当者名
電話番号

岡山武道館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

-
- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 法人等の概要
 - 4 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - 5 前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
 - 6 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - 7 法人の登記事項証明書（法人のみ）
 - 8 役員の名簿
 - 9 欠格事由に該当しない旨の申立書
 - 10 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）
 - 11 岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税の完納証明書）
 - 12 税務署の発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
 - 13 グループ構成員表（グループを構成して応募する場合）
 - 14 コンソーシアム協定書（グループを構成して応募する場合）

(様式A)

募集説明会（現地説明会）参加申込書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

所 在 地：

団 体 名：

担当者氏名：

所属・職名：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

岡山武道館の指定管理者募集説明会（現地説明会）に参加を申し込みます。

参加者氏名	

※参加者は、1 団体につき 2 名までとする。

(様式1)

岡 山 武 道 館
事 業 計 画 書

団 体 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の 所 在 地	
提 出 日	令和 年 月 日

※以下のページの欄が不足する場合は、各欄を広げて記載すること。

1 管理運営に関する基本的な考え方

(1) 岡山武道館条例の目的や管理運営に関する基本的な考え方（仕様書 1 頁）を踏まえ、指定管理者として管理運営に当たる基本方針を記入してください。

(2) 施設管理、事業実施に当たって、現在の利用状況等も踏まえて、今後の運営方針を示してください。

2 各施設等の利用者増加及びサービス向上等

(1) 主道場及び練習道場の利用時間帯及び利用料金の設定について、その考え方を示してください。

(2) 利用者促進、サービスの向上につながる方策を提案してください。

3 人員の配置計画等

(1) 岡山武道館を運営する組織図を示してください。併せて、職員配置計画書（様式1の①）、勤務体制（勤務時間・パターン、休日設定など）、職員勤務シフト表（4月～6月分）を示してください。
別紙で示してください。
(2) 上記組織図に示された職員すべてについて、経歴及び資格を示してください。
様式1の①で示してください。

4 危機管理に関する取組

(1) 緊急時の利用者の安全確保策、その他災害時等緊急時における対応策、事故防止の取組、施設の安全点検に対する考え方を示してください。 また、緊急連絡網及び県への報告体制を示してください。
(2) 個人情報の適切な保護等について対策を示してください。また、情報漏洩防止措置など情報管理体制について示してください。

(3) 利用者等からのクレーム・苦情への対応についての考え方を示してください。

5 施設の管理運営に関する経費の縮減等

(1) 指定期間中の各年度（5か年）の収支計画と考え方を示してください。

様式2により示してください。

(2) 経費縮減及び収益向上に向けた具体的な提案があれば示してください。

6 類似施設の管理実績

(1) 類似施設の管理実績があれば示してください。

7 法令等の遵守状況

(1) 労働法、消防法その他の関係法令等の遵守状況

ア 基本的な考え方

イ 過去3年間の指導等の有無

8 企画事業の実施

- (1) 武道館の設備を活用した、武道その他スポーツの裾野の拡大や県民の心身の健全な発達つながる企画事業について、具体的に提案してください。

※再委託を行う予定がある場合は、別紙様式1の②に記入すること。

職員配置計画書

組織図に ある職名等	担当業務内容	経歴・資格等	雇用形態		
			常勤	非常勤	その他
・常勤職員： 人 ・非常勤職員： 人 ・その他： 人					

- ※1 運営組織図にある職員全員について記載すること。
- ※2 上表と組織図、勤務シフト表の職員は、A, B, C等のイニシャルを一致させること。
- ※3 常勤職員とは、概ね1日8時間程度、一週間を通じて40時間以内で勤務する職員とし、非常勤職員は常勤職員以外で、年間を通して勤務する職員とする。本社の他の業務と兼務する場合などは、「その他」に計上し、比率（〇日／月等）を記入すること。

(様式 1 の②)

再委託予定調書

業務名	再委託する理由

(様式2)

収支予算書（令和9～13年度）

<支出>

(単位：千円)

部門及び主な内容	金額					備考
	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
1 人件費 (1) 常勤職員 (2) 非常勤職員						
2 維持管理費に係る事務 (1) 管理事務費 (2) 維持管理費 ア 外注委託費 ・警備費 ・清掃費 ・保守点検費 ・ イ 光熱水費 ・電気料金 ・上下水道料金 ・ガス使用料 ・ ウ 修繕費						
3 事務費 (1) 通信費 (2) 消耗品費 ・ ・						
4 企画事業 (1) (2) ・ ・						
5 その他 (1) 会費・分担金 (2) 公課（消費税等） ・ ・						
合 計 額						—

<収入>

(単位：千円)

部門及び主な内容	金額					備考
	R 9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	
1 県からの指定管理料						
2 施設利用料金収入 (1) 主道場 (2) 練習道場 (3) 器具及び備品 (4) 冷暖房設備 (5) その他						
3 その他収入 (1) (2)						
合 計 額						—

※1 備考には、考え方及び説明を記入すること。

※2 消費税及び地方消費税を含めた額とすること。

※3 項目の内容は、必要に応じて適宜追加・削除すること。

(様式3)

法人等の概要

本社 (本部)	団 体 名			
	法人格の有無	☐ あり (種類:) ☐ なし		
	所 在 地			
	代 表 者 氏 名			
	設 立 年 月 日			
	電 話 番 号		FAX 番号	
岡山県内の 事業所	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者 氏 名			
	設 立 年 月 日			
	電 話 番 号		FAX 番号	
職 員 数	令和 年 月 現在			
	総数	人 (常勤: 人	非常勤: 人)	
うち県内	総数	人 (常勤: 人	非常勤: 人)	
沿 革				
業務内容				
財政状況	年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	総 収 入	千円	千円	千円
	総 支 出	千円	千円	千円
	当期損益	千円	千円	千円
	累積損益	千円	千円	千円

※1 法人等の概要を示すパンフレット等があれば10部添付すること。

※2 グループを構成して申請する場合は、各々の法人等の概要について作成すること。

(様式4)

役員名簿

役 職 名	氏 ^ふ ^り 名 ^が ^な	住 所	生年月日	任 期

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

主たる事務所
の所在地
申請者 名 称
代表者氏名

岡山武道館の指定管理者の指定申請に係る申立書

岡山武道館の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者
- 4 岡山県の指名停止措置を受けている者
- 5 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 6 岡山県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 7 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1） 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2） 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

主たる事務所
の 所 在 地

名 称

役 職 名
代 表 者 氏 名

印

裏面もご確認ください。

(参考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）

第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四～六 略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五 略

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 略

(暴力的要求行為の禁止)

第九条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一～二十 略

二十一 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第三号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第一号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。）となっているもの

ハ 略

二十二～二十七 略

(様式7)

グループ構成員表

グループ名 _____

(代表となる団体)

主たる事業所
の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員)

主たる事業所
の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員)

主たる事業所
の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

※グループによる申請を行う場合のみ提出すること。

コンソーシアム協定書標準例

(目的)

第1条 このコンソーシアムは、(施設の名称)(以下「本施設」という。)を管理する指定管理者として、関係法令等及び県と締結する本施設に関する協定(以下「協定」という。)を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的とする。

(名称)

第2条 このコンソーシアムは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、 年 月 日に成立し、協定に基づく義務の履行が完了するまでは、解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、当該各号に定める日にコンソーシアムは解散する。

(1) 本施設の指定管理者の募集に係る応募資格の確認の結果、応募資格を充たさない者と認められたとき：当該応募資格の確認についての通知を受けた日

(2) 本施設の指定管理者として指定されなかったとき：当該指定についての通知を受けた日
(構成員の住所及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次に掲げるものとする。

(1) 所在地

商号又は名称

(2) 所在地

商号又は名称

(3) 所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 前条の代表者は、協定に基づく本施設の管理に係る業務(以下「指定管理業務」という。)の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 次条の運営委員会の決定に従い、協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

(2) コンソーシアムの名義をもって指定管理料の請求し、及び受領すること。

(3) コンソーシアムに関する財産を管理すること。

(4) コンソーシアムの名義をもって利用料金を収受すること。

(運営委員会)

第8条 コンソーシアムは、第5条に規定する構成員（以下「構成員」という。）全員で構成する運営委員会を設置し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務作業の分担は、別に定める。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づきコンソーシアムが負担する債務（県及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。）の履行に関し、連帯して責任を負う。

(取引金融機関)

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、(金融機関名)(支店名)とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 コンソーシアムは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

(利益金の配当)

第13条 前条の決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 第12条の決算の結果欠損金が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限等)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

2 構成員は指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部（以下「割当業務」という。）を第三者に委託することができない。

3 前項の規定にかかわらず、県の承認のある場合には、構成員は他の構成員全員の同意を得て割当業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、県及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務が完了するまではコンソーシアムから脱退することはできない。

2 コンソーシアムを解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帯して指定管理業務を完了し及び、補正するものとする。この場合の負担割合の調整については、別途定める。

3 構成員に脱退するものがあつたときは、脱退後の残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に残存構成員が有していた出資等の割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、第12条の決算の結果、

欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資等の額から脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

5 第 12 条の決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員がコンソーシアムの成立の日から解散の日までに破産又は解散した場合には、当該構成員が脱退したものとみなして前条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(かし担保)

第 18 条 コンソーシアムの解散後においても、協定に基づく義務の履行につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯して補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

(協定書に定めない事項)

第 19 条 協定書に定めのない事項については、第 8 条の運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇は、上記のとおりこの協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

代表者印

所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

代表者印

所在地

商号又は名称

印

代表者職氏名

代表者印

(様式 B)

岡山武道館指定管理者業務に係る質問票

質問者	
(質問)	
1	・・・
2	・・・